

令和 7 年度

いじめ防止等基本方針

大井町立大井小学校

大井町立大井小学校いじめ防止等基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

すべての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

（いじめの定義） いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1） いじめの未然防止のための取り組み

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童が自主的にいじめの問題について考え議論する等、いじめの防止に資する児童活動に対する支援を行う。
- ③ 交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努める。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議、月1回の児童指導部会を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑤ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするよう努める。

（2） いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・ 学校生活アンケート（いじめについての調査）の実施……………年2回（6月、11月）
 - ・ スクリーニング調査（自分自身や家庭について）の実施……………年2回（7月、2月）
 - ・ 教育相談（学級担任による保護者との情報交換）……………年2回（7月、12月）
- ② 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ・ 教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ③ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努める。

- ・情報共有の手順 学年→児童指導担当→教頭…など
 - ・情報共有すべき内容の明確化 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ① いじめを見た、またはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、その疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ② いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認をする。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。(いじめの行為が止んでいる状態が3か月以上続くまで)
- ④ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、学習支援員を配置し学習を行わせる措置を講じる。
- ⑤ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑥ はやしたてたり同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ⑦ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度開催する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

- ① 校長、教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、養護教諭
- ② 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

(2) 活動内容

- ① いじめ防止等の取り組み内容の検討 (基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正)
- ② いじめに関する相談・通報への対応
- ③ いじめの判断と情報収集
- ④ いじめ事案への対応検討・決定
- ⑤ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第23条)

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策委員会」への通報等の適切な措置をとる。

※「抱え込み」が許されないことの法的根拠



(2) 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

※「学校」とは、校内の「いじめ対策委員会」をさす。



(3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

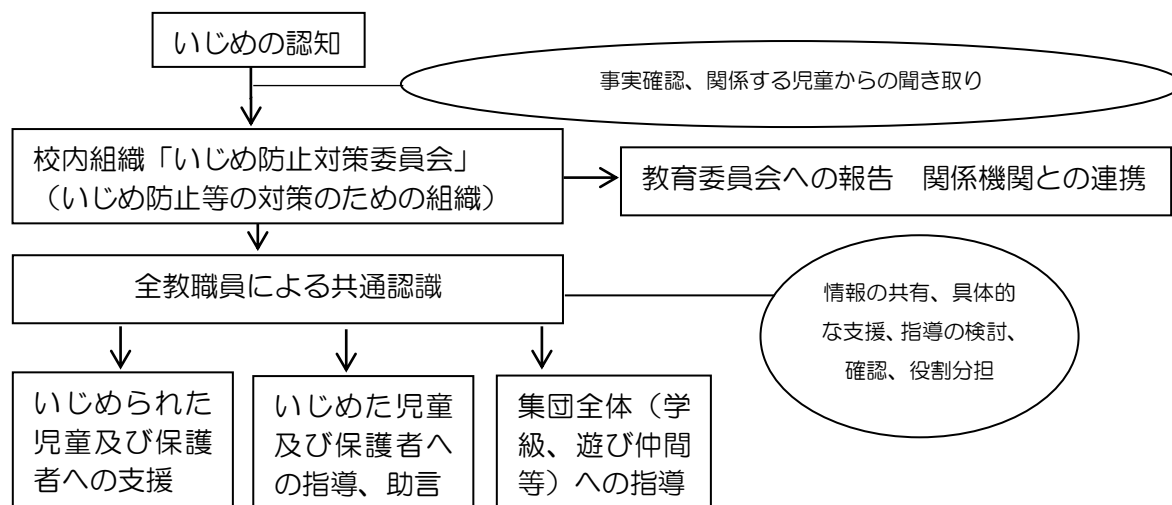


(4) 必要な場合における別室指導等の見当。

(5) いじめに係る情報につき、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有。

(6) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

(対応経路)



※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む

※ 重大事態に関わらず、必要に応じて上記の流れで対策を講じる。

※「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう日頃から指導を行う。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価し、情報提供を進める。

- ① いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること